

(令和2年第2回茨城県議会定例会)

加藤明良議員(いばらき自民党)の一般質問及び答弁(会議録から抜粋)

(質問日:令和2年6月11日)

○加藤明良議員

次に、地方自治制度における県民投票条例について、知事に伺います。

地方自治法第74条第1項の規定に基づく直接請求により、県民投票条例案が提案されました。

我が国の地方自治制度は、住民の直接選挙を通じて選ばれた首長や議員が、住民からの負託を受け、その利益を実現することが根幹となっておりますが、住民が自分たちの住んでいる地域に関心を深め、みずからが問題点について熟慮と討議を重ね、判断することは、その地域の将来にとって大切なことであり、より関心の高い問題について賛否を求める県民投票は有効な手段であると思います。

一方で、県民投票で賛否を問う際は、そのテーマについて、公平で適切な情報を得た上で熟慮し、テーマに応じた専門的で多角的な学びを得た上で判断する必要があるものと考えます。

決して、一方的な意見や感情的な意見、また、政治的な意見に左右されることのないよう、その環境などにも十分配慮しなければならないと考えます。

今回提出された県民投票条例案は、東海第二発電所の再稼働の賛否を問うためのものであり、我が県の将来に大変重要な課題であると同時に、非常に複雑なテーマです。

提案者からは、政策決定のプロセスを問う議案であるとされておりますが、その主目的を抜きには本質的な議論をすることはできません。

我が国の原子力政策を取り巻く環境にはさまざまな問題があります。東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響や最終処分場問題、地球環境問題、世界的な異常気象、温暖化問題、近年の日本でも、ゲリラ豪雨により、毎年のように大規模な災害に見舞われる環境問題、また、海外からの年間2兆円を超える化石燃料を使い続け、自給率1割に満たない我が国のエネルギー政策の現状と今後の見通し、また、エネルギー大国や原子力発電を推進する近隣諸外国と対比して、経済面、産業面で、これからの日本がどう立ち向かっていくのかといった国際的な経済・産業戦略など、将来の日本の子どもたちに豊かで安全な国を残していくためにどうすべきかというさまざまな課題が複雑に絡んでくる非常に重要なテーマであります。

こうした複雑なテーマに対して、県内全ての有権者に格差なく、適正な学びを得る機会を提供することが可能なかどうか、また、果たして住民投票での二者択一で判断できるテーマであるのだろうかなどと考えます。

こうした課題を考慮しますと、判断が大きく分かれる難しいテーマについて、県民投票で賛否を問うことは、大義名分が得られ、容易ではありますが、このように重く難しいテーマであるからこそ、議会での本格的な議論が行われていない現段階で、住民に賛否を委ねるということを先に決めてしまうことは、議会にとっても行政にとっても非常に無責任なことではな

いかなと考えてしまいます。

また、提案者からは、知事や多くの議員が再稼働に賛否を明らかにしていないとしておりますが、賛否を明らかにするのは、避難計画や国の指針などが明らかになってから議論を深めた後のことであり、現在では判断材料が不足しております。

将来の我が国の産業や科学技術の発展も望み、経済・産業政策、環境・エネルギー政策、安全対策などをしっかり構築した上で、みずからの意思を有権者に示さなければ、それこそ無責任な判断になってしまうと思います。

また、県民投票には約9億円もの費用がかかると見込まれることや、県民に複雑な判断を委ねるための学びの場の提供への費用負担も大きな金額になることも想定され、コロナ禍の影響による100年に一度の経済危機と言われる現状を鑑みれば、現段階では、まずは、県議会と知事がその役割をしっかりと果たしていくことが適切だと考えます。

そこで、直接請求制度の意義と今回提出された県民投票条例案について、知事の御所見を伺います。

○知事

地方自治制度における県民投票条例についてお答えいたします。

まず、直接請求制度の意義についてでございます。

我が国の地方自治制度の根幹は代表民主制であり、住民の意思の反映手段として、住民の直接選挙を通じて選ばれた長や議会が中心的な役割を果たすことを前提としております。

しかしながら、複雑化した現代社会において、多様な住民ニーズをより適切に行政運営に反映させるため、代表民主制を前提としつつも、これを補完するものとして、直接民主制の一方である直接請求制度が採用されているものと理解しております。

次に、県民投票条例案に対する私の意見についてでございます。

東海第二発電所は、本体施設等に係る国の新規規制基準適合性審査が終了しておりますが、この基準は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえて大幅に強化されたものであります。

一方で、原子力規制委員会は、放射性物質が環境に放出されることは絶対にないといった安全性の基準ではないとしております。

このため、県におきましては、多くの県民の皆様から寄せられた御意見も踏まえた安全対策に係る論点を検証し、安全対策により、どのような事故・災害にどの程度まで対応できるのかを具体的に県民の皆様を示していくこととしております。

また、東海第二地域の避難計画の対象人口は、全面緊急事態で一斉避難となる発電所から5キロメートル圏内の人口が約6万5,000人、屋内退避となる5キロメートルから30キロメートル圏内の人口が約87万5,000人であり、いずれも、原子力発電所がある13地域の中で最多となっております。

避難計画につきましては、現在、国や策定義務のある14の市町村とともに、意見書でも述べましたように、住民から指摘されている課題等を共有・認識した上で、策定に取り組んでい

るところであります。国からは、避難計画の策定に当たり、想定すべき事故・災害が具体的に示されておりません。

県といたしましては、最悪の事態も想定した上で避難計画を検証し、どのような事故・災害が発生した場合に、円滑な避難や屋内退避ができる計画になっているのかを具体的に県民の皆様に示してまいりたいと考えております。

このため、まずは、安全性の検証と避難計画の策定に取り組むこととしており、検証や検討の状況につきましては、今年度から新たな広報誌を発行し、避難計画の対象となる住民の方を中心に、随時お伝えしていくこととしております。

再稼働につきましては、安全性の検証が終了し、実効性ある避難計画が策定できた段階において、県民の皆様の御意見を聞いていくこととしておりますが、その方法につきましては、どのような情報を提供し、御理解いただく必要があるのかも十分に考慮し、最適な方法を選択していく必要があるものと考えております。

現在は、安全性については、200を超える論点の検証を開始したところであり、また、避難計画についても、数多くの課題の解決に取り組んでいるところでもありますので、県民の皆様にどのような情報を提供して御意見を聞くのか、具体的な見通しを立てることは困難であり、御意見を聞く方法を判断できる段階には至っていないものと考えております。

東海第二発電所の再稼働の是非につきましては、県民の皆様や、避難計画を策定する市町村並びに県議会の御意見を伺いながら判断していくこととしており、県民意見を聞く方法については、約8万7,000名の署名を集めて直接請求のありました本条例案の県民投票を含め、さまざまな方法がありますが、以上、御説明いたしましたとおり、現在の安全性の検証や避難計画の検討の状況を踏まえ、引き続き、慎重に検討していく必要があるものと考えておりますので、今回の条例案に対する私の意見としたところでもあります。

○加藤明良議員

御答弁ありがとうございました。

今回の県民投票条例は、多くの方たちが足でその署名を稼いで、御苦労されたという一面もごございます。ぜひとも、こういった方々の御苦労にも応えられるような、広く県民の意見を取り入れられるような方策を、知事には御検討いただきたいと思っております。

パブリックコメントの一面につきまして、インターネットの普及にもよりますが、これからの多くの県民の声が取り入れられる手法としましては、パブリックコメントの有効性というののがかなり上がってきていると思います。投票では賛否が問われておりますけれども、いいか悪いかの二者択一ということだけでは語れない、この難しい案件に対して、パブリックコメントでは、どういう意見で賛成なのか、どういう意見で反対なのか、そのようなことがしっかり反映された、しっかりとした意見が知事や議会にも届くことになっております。

最近では、イバラキ・インターナショナル・エアポートの名称につきましては、パブリックコメントや多くの県民の意見を聞いて、知事が判断したという事例が起こっているところで

ざいますので、こういったパブリックコメントの有効性を、ぜひとも、御署名活動に励んでいただいた皆様方にも御理解いただいて、こういった部分での、これからの県民の声を集める手法として、ぜひ、さらに御検討をいただきたいと思っております。

これからもまた、さらなる地域の発展のために、県民が一つになって、同じ方向で、同じような意見の集約ができますよう、行政のさらなる御検討、御活躍を心から御期待申し上げます。